平成24年「大阪府自殺対策基本指針」策定

(平成29年度及び平成30年度一部改正)

「若年層向けの支援」、「自殺未遂者への支援」、「自死遺族への支援」、「関連機関の連携強化」を課題に、以下のとおり、3つの基本的な認識と8つの基本的な方針を踏まえ、課題に対応するものや継続して堅実に取り組むべき10の重点的な施策を設定するとともに、2つの目標を掲げ、対策を進めてきた。

基本的な認識

- 1.自殺の多くは追い込まれた末の死である
- 2.社会的な取組みによって多くの自殺は防ぐことができる
- 3.自殺を考えている人はサインを発していることが多い

基本的な方針

- 1.生きることへの包括的な支援として取り組む
- 2.総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む
- 3.社会的要因を踏まえて取り組む
- 4.こころの健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む
- 5. 基本法に沿って取り組む
- 6.事前予防、危機対応、事後対応に取り組む
- 7.自殺の実態に基づき継続的に取り組む
- 8.生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む

重点的な施策

- 1.地域レベルの実践的な取組みを支援する
- 2.自殺の実態を明らかにする
- 3. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 4.早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 5.こころの健康づくりを進める
- 6. 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 7.社会的な取組みで自殺を防ぐ
- 8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9.遺された人の支援を充実する
- 10. 行政機関と民間団体との連携を強化する

目標

- 1.毎年、府内の自殺者数の減少を維持する
- 2.早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するよう支援する

■重点的な施策ごとの取組み

1.地域レベルの実践的な取組みを支援する

自殺の状況は市町村ごとに様々であり、実情を勘案して、適切な取組みを実施できるよう、国から提供される地域自殺実態プロファイルや政策パッケージ等の情報提供などを通じ、市町村における自殺対策計画の策定等を支援している。

(取組項目)

・市町村自殺対策計画の策定等の支援

2. 自殺の実態を明らかにする

警察庁の自殺統計*2等を活用し、大阪府内における自殺者の原因・動機等を調査・ 分析し、その結果を基に必要な対策を検討するとともに、大阪府の自殺の実態として、 市町村等に情報提供を行っている。

(取組項目)

- ・実態の把握
- ・市町村への情報提供等

3. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、生きづらさを抱えている場合には誰かに援助を求めることが必要であることから、自殺予防週間^{*3} や自殺対策強化月間^{*4}において相談窓口の周知を行うとともに、リーフレットやホームページ等を活用し、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発等を行っている。

(取組項目)

- ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及
- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の普及啓発の実施
- ・うつ病等精神疾患についての普及啓発の推進

4. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

教育や精神保健、医療、福祉など様々な分野の人に「自殺対策人材養成研修」を 実施することで、ゲートキーパーの役割を担う人材を養成するとともに、地域で広く人 材養成が行えるよう「大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト」を作成し、市町村等 に配布している。

(取組項目)

- ・教職員に対する普及啓発等の実施
- ・保健医療従事者への研修の実施
- ・地域におけるゲートキーパーを養成する研修の実施
- ・社会的要因に関連する相談員の資質の向上
- ・研修資材の開発等
- ・自殺対策従事者へのこころのケアの推進
- ・遺族等に対応する行政機関の職員の資質の向上

5.こころの健康づくりを進める

ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防に関するリーフレットを配布 し、こころの健康についての府民の理解を深めるとともに、セミナーや研修などを通じて 職場におけるメンタルヘルス対策の向上等を進めている。

(取組項目)

- ・学校におけるこころの健康をはぐくむ教育の推進
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域におけるこころの健康づくりの推進
- ・大規模災害における被災者のこころのケア

6. 適切な精神科医療を受けられるようにする

保健所でのこころの健康相談や「おおさか精神科救急ダイヤル」において医療機関の紹介等を実施するとともに、様々な子どものこころの問題に対応するため、子どものこころの診療体制を整備するなど、保健、医療、福祉等関係機関が連携して、必要な人が適切な精神科医療を受けられるよう取り組んでいる。

(取組項目)

- ・精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- ・子どものこころの診療体制の整備の推進
- ・精神保健医療福祉等関係機関のネットワークの構築

7. 社会的な取組みで自殺を防ぐ

学校におけるいじめや悩み、児童虐待、性犯罪・性暴力、産後うつ、生活困窮、失業、就職困難、ひきこもりなど、様々な自殺の危険性が高まっている人に対する相談支援等の実施や、毒薬・劇薬などの危険な薬品等の規制、インターネット上での自殺を助長する情報の削除依頼などを実施している。

(取組項目)

・学校における相談体制の充実

- ・児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- ・妊産婦への相談支援の充実
- ・返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援の実施
- ・労働・経営に係る相談窓口の充実等
- ・医療・介護に係る相談支援の充実
- ・危険な薬品等の規制等
- ・インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- ・地域における相談体制の充実

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者は再度の自殺企図を試みる可能性が高いことから、自殺未遂の背景となった問題に対し、警察や市町村など関係機関と連携して必要な支援を行うとともに、自殺未遂者が必要な治療を受けられるよう、救急医療機関と精神科医療機関の連携などを進めている。

(取組項目)

- ・救急医療機関と精神科医療機関の連携
- ・自殺未遂者及び家族等に対する支援

9. 遺された人の支援を充実する

自死遺族等が抱える複雑な問題に十分配慮しつつ、専門的なケアを実施するとともに、リーフレットやホームページを活用し、遺族に生じやすい心身の反応や遺族を支援する自助グループに関する情報等を提供している。

(取組項目)

- ・ 自死遺族相談の実施
- ・学校での事後対応の促進
- ・遺族のための情報提供の推進
- ・遺児への支援

10.行政機関と民間団体との連携を強化する

民間団体が行う相談支援等の活動に対して財政的な支援を行うほか、民間団体の 取組みに関する情報を市町村に発信し、民間団体との協働を促している。

(取組項目)

・民間団体との連携体制の確立と取組みの充実

■事業の達成状況

重点的な施策ごとに展開してきた具体的な事業について、基本指針の計画期間の 最終年度である令和4年度までにめざすべき姿・目標を踏まえ、平成29年度から令和 4年度までの取組実績を基に評価を実施した。

その結果、IIO事業中、A評価がIO7事業、B評価が3事業であり、全体の 9割以上の事業が概ね目標を達成していることから、各事業は順調に進捗してきたと考える。

重点的な施策における事業の達成状況

《平成 29 年度から令和 3 年度までの取組実績を基にした評価区分》A:達成度が 75%以上 100% B:達成度が50%以上75%未満 C:達成度が 25%以上 50%未満 D:達成度が 25%未満

重点的な施策	取組項目	事業数	各事業の達成状況			
			Α	В	С	D
1.地域レベルの 実践的な取組 みを支援する	・市町村自殺対策計画の策定等の支援	ı	1	0	0	0
2.自殺の実態を	・実態の把握	3	3	0	0	0
明らかにする	・市町村への情報提供等	I	_	0	0	0
3. 府民一人ひと	・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及	4	4	0	0	0
りの気づきと見 守りを促す	・自殺予防週間と自殺対策強化月間の普及啓発の実施	2	2	0	0	0
	・うつ病等精神疾患についての普及啓発の推進	ı	1	0	0	0
4.早期対応の中	・教職員に対する普及啓発等の実施	5	5	0	0	0
心的役割を果	・保健医療従事者への研修の実施	3	3	0	0	0
たす人材を養成する	・地域におけるゲートキーパーを養成する研修の実施	3	3	0	0	0
AN 7 0	・社会的要因に関連する相談員の資質の向上	7	7	0	0	0
	・研修資材の開発等	3	3	0	0	0
	・自殺対策従事者へのこころのケアの推進	I	1	0	0	0
	・遺族等に対応する行政機関の職員の資質の向上	2	2	0	0	0
5.こころの健康づ	・学校におけるこころの健康をはぐくむ教育の推進	ı	1	0	0	0
くりを進める	・職場におけるメンタルヘルス対策の推進	5	5	0	0	0
	・地域におけるこころの健康づくりの推進	2	2	0	0	0
	・大規模災害における被災者のこころのケア	I	1	0	0	0
6.適切な精神科 医療を受けら れるようにする	・精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	8	7	I	0	0
	・子どものこころの診療体制の整備の推進	ı	1	0	0	0
	・精神保健医療福祉等関係機関のネットワークの 構築	ı	I	0	0	0
7.社会的な取組	・学校における相談体制の充実	7	7	0	0	0
みで自殺を防ぐ	・児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の 充実	5	5	0	0	0

8.自殺未遂者の 再度の自殺企 図を防ぐ 9.遺された人の 支援を充実する	・妊産婦への相談支援の充実	2	2	0	0	0
	・返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援の実施	3	2	I	0	0
	・労働・経営に係る相談窓口の充実等	5	5	0	0	0
	・医療・介護に係る相談支援の充実	8	7	I	0	0
	・危険な薬品等の規制等	2	2	0	0	0
	・インターネット上の自殺関連情報対策の推進	5	5	0	0	0
	・地域における相談体制の充実	l	1	0	0	0
	・救急医療機関と精神科医療機関の連携	2	2	0	0	0
	・自殺未遂者及び家族等に対する支援	5	5	0	0	0
	・自死遺族相談の実施	- 1	1	0	0	0
	・学校での事後対応の促進	3	3	0	0	0
	・遺族のための情報提供の推進	2	2	0	0	0
	・遺児への支援	I	1	0	0	0
IO. 行政機関と民間団体との連携を強化する	・民間団体との連携体制の確立と取組みの充実	3	3	0	0	0
合計		110	107	3	0	0

■目標の達成状況

自殺者数は減少傾向を維持していたが、令和2年及び令和4年は前年よりに増加に 転じ、令和4年の自殺者数は平成29年より増加した。

一方、自殺対策計画については、令和2年度に府内全市町村で策定を終了。

表2 基本指針における目標の達成状況

目標	平成 29 年	令和4年		
① 毎年、府内の自殺者数の減少	自殺者数:1,201人	自殺者数:1,488人		
を維持する				
② 早期に府内各市町村が自殺対	自殺対策計画策定済	自殺対策計画策定済		
策計画を策定するよう支援する	市町村:3 市**5	市町村:43 市町村*5		